

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

現 行 規 約	改 正 規 約
○北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約 (昭和43年 5 月 1 日 地方第722号指令許可) (目的) 第 1 条 この組合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第 7 章の規定に基づき、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理し、もつて町村議会議員等の職責及び活動に対する福祉制度を行政的財政的両面から統合的に統一完備することによつて、町村財政の安定と健全化をはかり、併せて、<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによつて、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。</u> 第 2 条～第19条 略 別表第 1 (略) 日高東部衛生組合 <u>道央地区環境衛生組合</u> 渡島西部広域事務組合 (略) 安平・厚真行政事務組合 <u>東十勝消防事務組合</u> 北空知広域水道企業団 <u>西十勝消防組合</u> 十勝圏複合事務組合 (略) 西天北五町衛生施設組合	○北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約 (昭和43年 5 月 1 日 地方第722号指令許可) (目的) 第 1 条 この組合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第 7 章の規定に基づき、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理し、もつて町村議会議員等の職責及び活動に対する福祉制度を行政的財政的両面から統合的に統一完備することによつて、町村財政の安定と健全化をはかり、<u>議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</u> 第 2 条～第19条 略 別表第 1 (略) 日高東部衛生組合 渡島西部広域事務組合 (略) 安平・厚真行政事務組合 北空知広域水道企業団 十勝圏複合事務組合 (略) 西天北五町衛生施設組合

現 行 規 約	改 正 規 約
<u>南十勝消防事務組合</u> 北空知学校給食組合 （略） 岩内地方衛生組合 <u>北十勝消防事務組合</u> 北海道市町村備荒資金組合 （略） 長幌上水道企業団 <u>南渡島青少年指導センター組合</u> 西紋別地区環境衛生施設組合 （略） 道央廃棄物処理組合 別表第 2 略	北空知学校給食組合 （略） 岩内地方衛生組合 北海道市町村備荒資金組合 （略） 長幌上水道企業団 西紋別地区環境衛生施設組合 （略） 道央廃棄物処理組合 <u>とかち広域消防事務組合</u> 別表第 2 略